

地域密着型サービス事業所の指定更新について(承認)
(認知症対応型通所介護)

資料3-3

1 事業者・事業所の概要

項目	事業者・申請者の内容
申請者	名称 有限会社 てまり
	所在地 埼玉県久喜市久喜東4-21-22
	代表者氏名 取締役 甲斐伸也
事業所	名称 有限会社 てまり
	事業所番号 1170900318
	所在地 埼玉県久喜市久喜東4-21-22
	利用定員 11人
	指定期間 平成30年2月1日～令和6年1月31日
	管理者氏名 乾真由美

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	生活相談員	1 指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されるために必要と認められる数配置されているか。	4名配置し、1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第42条第1項第1号	適
		2 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有する者であるか。 (例)社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員等	社会福祉主事、介護福祉士、社会福祉士 (登録証、資格取得証明書にて確認)	②第5条第2項	適
	看護職員 または 介護職員	1 指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上配置されているか。	8配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第42条第1項第2号	適
		2 当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員・介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供している時間数で除して得た数が、1以上確保するために必要と認められる数配置されているか。	8名配置し、1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第42条第1項第2号	適
	機能訓練指導員	1 機能訓練指導員を1以上配置しているか。	1配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第42条第1項第3号	適
		2 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 (例)理学療法士、作業療法士、看護職員等	看護職員 (免許証にて確認)	③第93条第5項	適
	常勤職員の配置	1 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上常勤で配置しているか。	3名常勤で配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第42条第6項	適
	管理者	1 常勤の管理者が配置されているか。	常勤で配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第43条第1項	適
		2 管理者は専従でなければならない ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事することができる。	生活相談員、介護職員を兼務(支障なし) (勤務形態一覧表にて確認)	①第43条第1項	適
		3 管理者は厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。	認知症対応型サービス事業 管理者研修修了 (修了証書にて確認)	①第43条第2項	適
設備基準	食堂及び機能訓練室	1 食堂及び機能訓練室は合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上になっているか。 ※3×11人=33㎡以上であること。	35.59㎡ (記載事項・平面図にて確認)	①第44条第2項第1号	適
運営基準	運営規程	1 下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置(令和6年3月31日までは努力義務) ⑪その他運営に関する重要事項	定められている (運営規程にて確認)	①第54条	適
	勤務体制の確保等	2 従業者の勤務体制を定めているか。	定めている (勤務形態一覧表にて確認)	①第61条	適

※省令①…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
 ※省令②…特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)
 ※省令③…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)